

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		保険料滞納の場合の保険給付の一時差止
根拠法令及び条項		国民健康保険法第63条の2
所 管 部 課 係 名		いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>第63条の2 市町村及び組合は、保険給付（第43条第3項又は第56条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けられることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けられることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>国民健康保険の保険料(税)を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて(平成12年3月28日保険発第41号)参照</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（令和4年10月1日最終変更）